

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社黒商運(法人番号2430001064016) 代表者黒正人	北海道苫小牧市字勇払50-14	本社営業所	北海道苫小牧市字勇払50-14	R5.07.11	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送法第95条	令和4年12月7日及び令和5年3月29日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。 (1)事業計画変更認可義務違反[自動車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等の基準をお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(9)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(12)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	10	10
2	株式会社泰政輸送(法人番号2460001004134) 代表者松永泰彦	北海道釧路郡釧路町河畔2丁目87番地	本社営業所	北海道釧路郡釧路町河畔2丁目87番地	R5.07.19	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和5年2月8日、その他事故、法令違反、事件、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の2)、(3)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1
3	株式会社千章(法人番号1430001064223) 代表者中島章仁	北海道千歳市信濃4丁目8-15	本社営業所	北海道千歳市信濃4丁目8-15	R5.07.19	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年4月20日、その他事故、法令違反、事件、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)運行記録計による記録の改ざん・不実記載(安全規則第9条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	9	9
4	有限会社堀松運輸(法人番号3430002059864) 代表者堀松英樹	北海道苫小牧市新開町3丁目14番4号	札幌営業所	北海道札幌市白石区米里1条4丁目9-1	R5.07.19	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年5月11日及び令和5年5月26日、行政処分の改善未了を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1

